事務連絡

令和４年４月１２日

各　　位

厚真町産業経済課参事

　　　令和４年度農地利用効率化等支援交付金の要望調査について

　このことについて、次により要望調査を実施しますので、希望の方は期日までに必ずご来庁の上、関係書類の提出をお願いします。

　また、本事業の概要・配分基準表は**厚真町ホームページに掲載しております**ので、そちらをご確認ください。

記

１　事業内容

標記の件について**要望調査**を行います。ご自分の農業経営や導入したい農業用機械・施設の規模に応じて、事業を活用するかをご検討ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 助　成　額 | 下記の①から③によって算定した額のうち、最も低い金額  　①事業費×３／１０　②融資額  　③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額 |
| 上　限　額 | 先進タイプ：個人１，０００万円、法人１，５００万円  融資主体支援タイプ：個人法人問わず３００万円 |
| 対象機械等 | 農業用機械及び農業用ハウス等の施設等  ※**事業年度内に納品、支払いまで完了できるもの**  ※ただし、**既に契約や支払いが終わった機械等は対象外**  ※耐用年数がおおむね５年以上２０年以下のもの。 |

２　助成対象者の要件（下記の（１）～（４）に全て当てはまる方のみ対象）

（１）人・農地プランに位置づけられた中心経営体、ただし、新規就農者は認定農業者または認定新規就農者に限る。

（２）補助事業の実施に当たり、農業協同組合等から融資による借り入れが可能な者

（３）「配分基準表」によるポイント（ホームページに掲載）

**１１点以上になる者**

　（４）別紙１「目標の選択」の目標のうち、下記の①～③を１つ以上目標に設定していること

|  |
| --- |
| **必須目標** |
| **◎付加価値の拡大** |

|  |  |
| --- | --- |
| **選択目標（１つ以上選択すること。）** | **事業関連取組目標（ポイント算定する場合必須）** |
| ①農産物の価値向上  ②単位面積当たりの収量増加  ③経営コストの縮減 | ⑤経営面積の拡大　⑥労働時間の縮減  ⑦経営管理の高度化　⑧農作業の共同化  ⑨他産業との連携 |

**※過去の本事業または経営体育成支援事業等で設定した目標を達成していない場合は本事業への申請をすることができません。**

３　提出期限及び持参資料

（１）提出期限：**令和４年４月２０日（水）**

（２）提出先：厚真町役場産業経済課農業グループ　齋藤

（３）提出資料

①導入予定機材のカタログ、見積書

②青色申告書の決算書等の収入総額、費用総額及び人件費がわかる書類

③消費税申告書の写し

④別紙１『目標の選択』及び目標を選択するための根拠となる資料

⑤『目標ポイントの算定』及びポイントが加算するための根拠となる資料

⑥参考資料１　販売計画・収支計画・付加価値額計画及び算定するための根拠となる資料

４　注意事項

・購入（整備）額の基準は、単体で取得価格が５０万円以上の機械、施設が対象となります。

・フォークリフト、格納庫など農業経営の用途以外に容易に使用できるものは助成対象外です。また、畦塗機や箱並べ機など単体での導入は、導入効果が薄いため、対象外です。ただし、関連作業機を一体的（苗箱播種機＋箱並べ機＋移植機、移植機＋畦塗機など）に導入することで、事業の対象となる可能性があります。ただし、一定以上の効果があると見込まれる高性能なものでなければなりません。

・３年後に目標が達成できなかった場合、２年間の期間延長が可能です。目標の未達成が助成対象者の怠慢によるものと認められる場合には、補助金の全額返還がありえます。達成が難しい目標を選択することは、補助金返還につながりますので、自己責任でお願いいたします。

・「配分基準」の平均点数が高い地区から補助対象となるため、要望しても採択されない場合があります。

　　　　産業経済課農業グループ

担当：齋藤

　　　　電話：0145-27-2419